

東かがわ市告示第 125号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第 2 項の規定に基づき道路の部分の供用開始及び供用廃止するので、同条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、東かがわ市事業部建設課において、告示の日から 3 週間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 10 月 23 日

東かがわ市長 上村 一郎

1 道路の区域

整 理 番 号	路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷 地 の	
				幅員 (m)	延長 (m)
3096	中筋水主線	東かがわ市水主 4559-5 地先から 東かがわ市水主 4560-2 まで	前	9.2 ～ 11.7	76.0
			後	6.9 ～ 11.0	

2 供用開始及び供用廃止の期日 令和 7 年 10 月 23 日